

令和 2 年度

空気呼吸器用ポンベ仕様書

鹿島地方事務組合消防本部

空気呼吸器用ボンベ仕様書

第 1 総 則

この仕様書は、鹿島地方事務組合消防本部（以下「当本部」という。）が購入する空気呼吸器用ボンベについて、必要な事項を定めるものとする。

第 2 仕 様

1 空気呼吸器用ボンベ（エア・ウォーター防災株式会社製）

(1) 730CIII Z（保護カバー付）

カーボン繊維製 FRP-アルミニウム合金

内容積：6.8L 最高充填圧力：29.4MPa

数量：20本

(2) 令和2年度に製造されたものとする。

2 記入文字

(1) カuttingシートでボンベ中央部に、所属記号、配置年月、内容積記号及びボンベ番号を貼付すること。

(2) 字体は丸ゴシック体、黒色文字とすること。

(3) ボンベ本体に、高圧ガス保安法容器保安規則で定める登録記号番号「F055」を付すこと。

(4) 文字の標示要領等については、下記のとおりとすること。

なお、配置年月及びボンベ番号については、別途指定する。

所 属	数量	所属記号	配置年月	内容積記号ーボンベ番号
大野消防署	4本	大	R2.○	7ー○○
鹿嶋消防署	2本	鹿	R2.○	7ー○○
鹿島港消防署	2本	港	R2.○	7ー○○
神栖消防署	8本	神	R2.○	7ー○○
波崎消防署	2本	波	R2.○	7ー○○
土合分署	2本	土	R2.○	7ー○○

3 納入期限 令和2年12月31日

4 納入場所 当本部にて検収後、各所属へ納入すること。

5 その他

- (1) 製品を納入する際、仕様書に適合しない製品がある場合には、速やかに適合するものと交換すること。
- (2) この仕様書に疑義がある場合、又は仕様書に明記されていない部分については、当本部の指示に従うこととし、必要な加工等を行うこと。
- (3) 納入後、12ヶ月以内に故障等が生じた場合は、受注者の責任において必要な処置を講ずること。また、納入の日から12ヶ月を経過した後においても、受注者の重大な瑕疵によって生じた故障等については、必要な処置を講ずること。
- (4) 当本部で廃棄予定のポンベは、受注者の責任において引き取り、廃棄すること。（本数は別途指定する。）
なお、廃棄した際は、報告書を提出すること。

※記入文字（例）

・ 730CIII Z

